

第92回千葉県大規模小売店舗立地審議会

1 日 時:平成24年3月22日(木) 午後2時から午後3時39分まで

2 場 所:プラザ菜の花 3階 菜の花

3 出席者:千葉県大規模小売店舗立地審議会委員(10名)

伊藤委員、臼田委員、門井委員、古宮委員、鬼沢委員、木村委員、
森委員、安井委員、轟木委員(一部書面)、榛澤委員(書面)

事務局

経営支援課 江澤室長、森副主幹、宮崎副主幹、菅原主査
県土整備部都市計画課 西川副主幹

4 開 会:

① 審議案件概略説明

<事務局> 本日の審議案件は、木更津市請西南の(仮称)ドン・キホーテ新木更津店、佐倉市寺崎のカインズホーム佐倉店、船橋市飯山満町の(仮称)マミーマート飯山満駅前店、君津市外箕輪の(仮称)ジョイフル本田君津店食料館、流山市鰯ヶ崎の(仮称)マミーマート流山鰯ヶ崎店、計5件でございます。すべて新設の案件でございます。このほかに報告案件として、ステーションセンター本八幡ほか6件で、既存店舗の変更として届出のあったものでございます。

以上、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

② 成立要件の確認(県行政組織条例第32条第2項の規定により、委員の半数以上の出席があることから成立を確認した。)

③ 議長の選出(県行政組織条例第32条第1項の規定により伊藤会長を議長に選出した。)

④ 議事録署名人選出(議長が安井委員と森委員の2名を指名した。)

5 議 事:

○ 議題(1) 新設の届出に対する県意見の審議は、次のとおりであった。

<伊藤会長> 本日の審議案件は5件でございます。それでは審議案件の1、(仮称)ドン・キホーテ新木更津店につきまして事務局のほうから説明をお願いします。

(スクリーン(以下「SC」と表記))

①(仮称)ドン・キホーテ新木更津店について

<事務局> それでは、説明させていただきます。スクリーンと審議資料の1ページを併せて御覧ください。

(SC広域見取り図) 所在地は木更津市の請西南で、JR内房線木更津駅から南東へ約3キロの市道沿いに位置しております。設置者は有限会社こがね商事、小売業者は株式会社ドン・キホーテとなっております。

(SC概要) 敷地の概要ですが、敷地面積は5,379㎡、用途地域は第2種住居地域となっております。建物構造は、鉄骨造り平屋建て、一部2階建てとなります。

右の欄の届出概要ですが、新設日は平成24年5月1日、店舗面積は2,137㎡、営業時間は、こちらは24時間営業となります。駐車場につきましても同じく24時間の利用時間帯となります。荷さばき可能時間帯につきましては午前6時から午後10時までとなっております。

(SC周辺見取り図) 周辺の環境ですが、スクリーンを御覧ください。計画地の北東側は駐車場、南東側は道路を挟んで空き地、住居、南西側はコインランドリー、北西側は道路を挟んで空き地、住居となっております。

なお、この案件に対する市町村、住民等の意見ですが、木更津市のほうから意見がありましたので、後ほど御説明をさせていただきます。

(SC建物配置図) 2ページをお開きください。スクリーンは建物配置図になります。

駐車場は指針による78台を確保し、うち1台を身障者用、1台を高齢者用とする計画となっております。出入口は1カ所で左折イン、左折アウトとなっております。

また、交通への支障を回避するための方策として、オープン時等に駐車場の出入口に交通整理員を配置し、その後は状況を見て必要に応じて配置すると。誘導矢印や停止線等の路面表示を行うという計画でございます。

また、駐輪場は指針による台数を上回る65台を確保する計画で、駐車・駐輪需要はともに充足していると認められます。

続いて荷さばき施設の整備等ですが、荷さばき施設は店の西側に設け、面積は80㎡、同時作業可能台数は2台、ピーク時の1時間当たりの搬入車両台数は3台で、施設は充足しており、適切な配慮がなされていると認められます。

(SC来店経路図) 次に経路設定ですが、店への誘導は、北東方面からは店舗北東の直近交差点を右折し、店舗北側を回り込むように迂回し、店舗南西の交差点を左折で市道に流入し、前面入り口を左折イン、南西方面からは前面市道に集約して出入口を左折インの計

画となっております。この経路の周知は、オープン時の新聞折り込み広告及びホームページに案内経路を掲載するほか、駐車場出入口に看板を設置、オープン時には交通整理員を配置する計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

(SC建物配置図) 3ページをお開きください。スクリーンは建物配置図になります。

歩行者の通行の利便性の確保については、駐車場内には停止線等の路面表示を行い、オープン時は誘導員を配置して安全を図る計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

(SC廃棄物の減量化) 続いて廃棄物の減量化及びリサイクルについての配慮ですが、スクリーンを御覧ください。

減量化につきましては、商品搬入業者に納入容器の減量を促す、資源ごみの分別を通じた廃棄物の減量化に努める。

(SCリサイクル計画) また、リサイクル計画については、スチール缶、アルミ缶の回収リサイクルを図る、リサイクル促進を促す掲示を行うなど、適切な配慮がなされていると認められます。

次に防災・防犯対策への協力に関してですが、防災対策は、木更津市からの具体的な要請があれば協力する。災害時には物資の供給、敷地内空き地の提供等についてできる限り協力をする。防犯対策としては、駐車場内には適切な照明設備を配置する、従業員による定期的な巡回を実施する、夜間は店内放送により青少年に帰宅を促すなど、適切な配慮がなされていると認められます。

次の騒音については担当から説明させていただきます。

<事務局> それでは、騒音の発生に係る事項について説明します。写真により周辺状況を説明させていただきます。お手元の資料の図2の周辺見取り図を併せて御覧ください。スクリーン右上は周辺図で、赤い矢印は写真を撮影した位置になります。

(SC写真1) こちらの写真は店舗南東側の状況です。大通りを挟んで更地と事業所があり、その奥に住居があります。

(SC写真2) 店舗北東側です。歩道を挟んで駐車場があります。

(SC写真3) 店舗北西側です。道路を挟んで更地と住居があります。

(SC写真4) 店舗南西側です。コインランドリーが隣接しています。

資料5ページの表とスクリーンを併せて御覧ください。

(SC騒音予測地点図―等価騒音) 店舗は24時間の営業で、駐車場も24時間利用されます。キュービクル等機器もすべて24時間稼働します。荷さばき作業は夜間には実施しませ

ん。

等価騒音の予測については、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種住居地域及び近隣商業地域があり、それぞれの基準値をすべて満たしています。

(SC騒音予測地点図―夜間最大) 夜間最大値の予測については、a、b及びc地点において敷地境界で基準値を超過し、b地点では隣地敷地境界側においても基準値50dBを超過しますが、隣地は駐車場で保全対象はないため、当該店舗が周辺環境に与える影響は軽微であると認められます。

以上です。

<事務局> 続きまして、廃棄物のほうを御説明させていただきます。6ページをお開きください。

(SC建物配置図) 廃棄物の保管施設は店舗の南西側に指針を上回る14m³を確保し、また、廃棄物の処理についても許可業者による敷地外処理を毎日行う計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

次に敷地内の緑化計画ですけれども、こちらの法令等の基準はないということで、花壇等により対応するという計画でございます。

街並みづくり、景観への配慮としては、街並みづくりに配慮し、景観を損なわないものとする。また、屋外照明等についても点灯時間や照射角度などへの適切な配慮が見られます。

続いて市町村・住民等の意見ですが、木更津市から意見が出されております。スクリーンを御覧ください。災害時における物質供給に関する協定の締結ということでございます。その対応といたしまして、木更津市から具体的な要請があれば協力します。災害時においては、物質の供給について行政との協議によりできる限り協力しますとしております。なお、これらの対応策について木更津市は了承済みとのことでございます。住民等の意見はございませんでした。以上ですが、意見については適切な配慮がなされていると認められます。

(SC県の意見(案)) 最後に7ページの総合判断ですけれども、駐車・駐輪需要、荷さばき施設、騒音、廃棄物保管容量、廃棄物処理、街並みづくり等、いずれも指針に照らし適切な配慮がなされていると認められるため、当該店舗の立地に関する県の意見は「なし」と考えております。

(SC書面による意見) なお、轟木委員から事前に欠席の場合ということで、書面で御意見をいただいておりますので、読み上げさせていただきます。

24時間営業であることから、深夜営業における近隣に与える騒音が気になるところです。近隣からの苦情等出たときには、地域に配慮した営業をお願いしたい。また、廃棄物減量

及びリサイクルについての配慮について、もう少しきめ細かな努力目標を設定していただきたいという意見でございます。

榛澤委員のほうからの書面による意見につきましては、榛澤委員のほうは意見なしということとございました。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

<伊藤会長> ありがとうございます。まず、御質問がございましたらお願いします。

轟木委員から廃棄物について意見がでていますが、鬼沢委員いかがですか。

<鬼沢委員> 減量化に関しては、具体的にどうするかもう少しきめ細かい対策が必要だと思います。24時間営業ということで、アルバイトの方がいると思いますので、従業員教育も大切だと思います。そのあたりを徹底していただけたらと思います。

<伊藤会長> それでは騒音につきまして、これは24時間営業ですが、周りは余り住宅がないということですが、木村委員。

<木村委員> 夜間、敷地境界で基準値を超える地点がありますけれども、周囲に住宅がありませんので、影響は軽微だと思います。

<伊藤会長> 交通のほうはいかがですか。

<安井委員> 資料を拝見させていただき限り、非常に交通量が少ないところで、駐車台数も78台程度ですので、特に問題ないと思います。

<伊藤会長> 特段の御異議がなければ県の「意見なし」ということを承知したいと思います。それでは、この案件は承認いたしました。

②カインズホーム佐倉店について

<伊藤会長> それでは、2つ目の案件に進みたいと思います。お願いいたします。

<事務局> では審議案件2件目、スクリーンと審議資料を御覧ください。

(SC広域見取り図) 所在地は佐倉市寺崎の土地区画整理事業地内で、JR佐倉駅から北西約1キロの国道沿いに位置しております。設置者、小売業者ともに株式会社カインズとなっております。

(SC概要) 敷地の概要ですが、敷地面積は3万321㎡、用途地域は第2種住居地域となっております。建物構造は鉄骨造り平屋建てとなります。

右の届出概要ですが、新設日は平成24年5月1日、店舗面積は8,313㎡、営業時間は午前8時から午後9時まで、駐車場利用可能時間帯は午前7時半から午後9時30分まで、荷さ

ばき可能時間帯は午前6時から午後9時までとなっております。

(SC周辺見取り図) 周辺の環境ですが、スクリーンを御覧ください。計画地の北側は公園予定地、東側は道路を挟み駐車場、南側は道路を挟み商業施設、西側は住居、事務所等となっております。

なお、この案件に対する市町村・住民等の意見ですが、ともにございませんでした。

(SC建物配置図) 2ページをお開きください。スクリーンは建物配置図になります。

駐車場は、既存類似店の実績による必要台数を上回る372台を確保する計画で、うち6台を身障者用、2台を高齢者用とする計画です。出入口は3カ所設け、出入口①、②は左折イン、左折アウト、出入口③は右左折イン、右左折アウトとなっております。

また、交通への支障を回避する方策としては、オープン時等の繁忙期に駐車場の出入口に交通整理員を配置する、誘導看板の設置、誘導矢印や停止線等の路面表示を行う、予想される混雑時間帯や経路を広告、チラシや店内に掲示し来店の分散化を図る、オープン時や特売セール期間を調整し来店の分散化を図るという計画でございます。

また、駐輪場は、既存類似店の実績による必要台数を上回る26台を確保する計画で、駐車・駐輪需要はともに充足していると認められます。

続いて荷さばき施設の整備等についてですが、荷さばき施設は店舗南側と西側に合計2カ所設け、面積は合計で109㎡となっております。同時作業可能台数はそれぞれ各1台、ピーク時1時間当たりの搬出入車両台数は1台で、施設は充足していると認められます。

(SC来店経路図) 続いて経路設定ですが、店舗への誘導は、東方面及び南方面からは交差点4及び3を経由し、前面国道から出入口2を左折イン、北方面からは交差点2を右折し出入口3を右折イン、西方面からは交差点5を左折し、店舗南西の交差点を右折、出入口3を左折インの計画となっております。この経路の周知は、新聞折り込み広告に案内経路を掲載する、駐車場出入口に案内看板を設置する、オープン時、セール時等の混雑時に交通整理員を配置する計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

(SC建物配置図) 次に、3ページを御覧ください。歩行者の利便性の確保についてですが、歩行者・自転車専用入り口を設置し、店舗入り口までカラー舗装で歩行者専用通路を設定する。混雑時には交通整理員を配置する計画で、適切な配慮がなされていくと認められます。

(SC廃棄物の減量化) 続いて廃棄物の減量化とリサイクルについての配慮ですが、スクリーンを御覧ください。

減量化については、配送センターでの相積み納品など、メーカーと一体になって搬入時

の段ボール等の減量に努める、大型商品の納入には通いパレットを使用する、搬送時の破損防止クッション等は繰り返し使用する、簡易包装を促進する、レジ袋削減の声かけを行う。

(SCリサイクル計画) また、リサイクル計画については、廃棄物の分別を徹底するため各店舗に責任者を置く、リサイクル商品の多目品販売を行う、店頭で電池、バッテリー、消火器、電球、トナー容器などの回収ボックスを設置するなどの計画で適切な配慮がなされていると認められます。

次に、防災・防犯への協力に関してですが、防災対策では、地元行政から要請があった場合は協力する。防犯対策として、店内等に防犯カメラを設置する、営業時間内は警備員、従業員による店内、場内のパトロールを随時行う、駐車場利用時間外は閉鎖し、警備会社による24時間警備体制とし、夜間の定期巡回を行うなど適切な配慮がなされていると認められます。

次の騒音については担当から説明いたします。

<事務局> 騒音の発生に係る事項について説明します。写真により周辺状況を説明させていただきます。お手元の資料の図2の周辺見取り図を併せて御覧ください。

(SC写真1) 写真は店舗東側の状況です。道路を挟んで商業施設駐車場があります。

(SC写真2) 店舗南側です。道路を挟んで商業施設があります。

(SC写真3) 店舗西側です。隣接して農地、更地及び住居があります。

(SC写真4) 店舗北側の状況です。公園用地となっています。

資料5ページの表とスクリーンを併せて御覧ください。

(SC騒音予測地点図—等価騒音) 店舗は午前8時から午後9時までの営業で、駐車場は午後9時半までの利用であり夜間にかかりません。機器はキュービクル等一部が24時間稼働します。荷さばき作業は夜間には実施しません。

等価騒音の予測については、第1種住居専用地域及び第2種住居地域の基準である昼間55dB、夜間45dB及び近隣商業地域の基準である昼間60dB、夜間50dBをすべて満たしています。

(SC騒音予測地点図—夜間最大) 夜間最大値の予測については、夜間の音源は機器のみであり、第2種住居地域の基準値45dBを満たしています。このことから、当該店舗が周辺環境に与える影響は軽微であると認められます。

以上です。

<事務局> 続きまして廃棄物についてですけれども、6ページを御覧ください。

(SC建物配置図) 廃棄物の保管施設は店舗南側に設け、指針を上回る30㎡を確保し、また、処理方法については許可業者による敷地外処理を毎日行う計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

次に敷地内の緑化計画ですが、こちらは法令等の基準はありませんが、敷地面積の約10%に当たる3,157㎡を緑化する計画となっております。

街並みづくり、景観への配慮としては、低層建築物とし、都市計画道路沿いについては壁面を敷地境界から5m、他の道路からは3m以上離す、建築物の色彩や広告物等について地区全体との調和を図る、外部にエクステリア展示のプラザ、外売りの商業施設やドッグランなどを設け、にぎわいとゆとりのある商業空間とする、また、屋外照明等についても点灯時間、照射角度などへの適切な配慮が見られます。

次に市町村・住民意見ですが、ともにございませんでした。

(SC県の意見(案)) 最後、総合判断でございますけれども、駐車・駐輪需要、荷さばき施設、騒音、廃棄物保管容量、廃棄物処理、街並みづくり等、いずれも指針に照らし適切な配慮がなされていると認められるため、当該店舗の立地に関する県の意見は「なし」と考えております。

(SC書面による意見) なお、榛澤委員から書面による意見が提出されておりますので、読み上げます。

ナンバー3の出入り口は、進入進出とも左折右折で錯綜が懸念されるので、その時間帯に誘導員の配置を考慮してはと思います。

以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

<伊藤会長> 榛澤委員の指摘について、安井委員いかがですか。

<安井委員> 確かにそうなんです、下の出入口がメインになりますから、ナンバー3の出入口は多分使う人がそんなにいないと思います。実際に運営して、オープンしてから様子を見てということでもいいと思いますけれども。

<伊藤会長> それでは専門の木村委員、いかがですか。

<木村委員> 夜間営業をしていませぬので、騒音に関しては問題ないと思います。

<伊藤会長> 鬼沢委員、いかがですか。

<鬼沢委員> 多品目のリサイクル商品を扱うことは、とても大切なことだと思います。それと、店頭で電球や消火器の回収なども行ってあります。お店が販売しているものに関して、店頭で回収することはとても大切なことだと思います。

<伊藤会長> ほかの委員の方で、白田委員。

<臼田委員> 隣にベイシアがありますが、カインズホームの出入り口に面した道路はベイシアへの来客車両も使うとすると、結構混雑すると思うのですがいかがですか。

<事務局> ベイシアの出入口はこの道路側にはありません。この道路は、主に今回新設のカインズ佐倉店が使うことになると思います。

<伊藤会長> もし御異存なければ、県の「意見なし」というのを認めたいと思います。それでは、県の「意見なし」を当審議会では承認をいたしました。

③(仮称)マミーマート飯山満駅前店について

<伊藤会長> 続きまして、審議案件の3でございます。お願いいたします。

<事務局> それでは、審議案件3の説明をさせていただきます。スクリーンのほうを御覧いただきたいと思います。

(SC広域見取り図) 所在地は船橋市飯山満の土地区画整理事業地内で、東葉高速鉄道の飯山満駅に近接しております。建物の設置者及び小売業者はともに株式会社マミーマートとなっております。なお、マミーマート以外にテナントが入るという予定がございます。計画書の中では未定ということでございますけれども、私どもが聞き取った範囲では株式会社しまむらさんが入る予定でいるという状況でございます。

(SC概要) 次に敷地の概要ですが、敷地面積は6,474㎡、用途地域は近隣商業地域となっております。建物は鉄骨造り地上2階建てとなります。

右の欄の届出概要ですが、新設日は平成24年5月15日、店舗面積は3,795㎡、営業時間は午前9時から翌午前0時まで、駐車場の利用可能時間帯は午前8時45分から翌午前0時15分まで、荷さばき可能時間帯は24時間となっております。

(SC周辺見取り図) 周辺の環境ですが、スクリーンを御覧ください。計画地の西側は道路を挟んで調整池、北側は道路を挟んで事務所、保育園及び幼稚園、東側は道路を挟んで事務所、マンション及び空き地、南側はマンション及び空き地となっております。

なお、こちらに関する市町村・住民等の意見は、ともにございませんでした。

(SC建物配置図) 2ページをお開きください。スクリーンは建物配置図となります。

駐車場は、指針を上回る70台を確保し、うち3台を身障者用、うち3台を高齢者優先枠とする計画になってございます。スクリーンの図面を見ますと、大分駐車台数が多い形になりますけれども、届出上70台ということで、そのほかのところにつきましては従業員及び臨時で使う駐車場という扱いになってございます。出入口は3カ所で、店舗東側の出入口2は右左

折イン、左折アウト、店舗西側の出入り口1は左折イン、左折アウトで、店舗北側の出入り口1は屋上駐車場への出入り口で左折イン、左折アウトとなっております。

また、交通への支障を回避するための方策として、オープン時や年末年始の繁忙期及び平日、土日、祝日のピーク時は交通整理員を必要に応じ適宜配置をする、各出入り口付近に駐車場看板の設置、場内には誘導矢印の路面表示を行うなどの計画でございます。

また、駐輪場は、船橋市の基準に基づく必要台数152台を確保する計画で、駐車・駐輪需要はともに充足していると認められます。

続いて荷さばき施設の整備等についてですが、荷さばき施設は店舗の北側に設け、面積は78㎡、同時作業可能台数は2台、ピーク時の1時間当たりの搬出入車両台数は8台で、施設は充足しており、適切な配慮がなされていると認められます。

(SC来店経路図) 次に経路設定ですが、スクリーンを御覧ください。店舗への誘導は、南方面Dは交差点3を経由して西方面Cと合流という形になります。北方面Bと交差点2で、それも合流しまして、店舗西側の出入り口1を左折イン、東方面Aは交差点4を左折し、出入り口2を右折インの計画となっております。この経路の周知は、店舗より1キロの商圈内に野立て看板を2カ所設置する、新聞折り込み広告に案内経路を掲載する、オープン時や年末年始等の繁忙期及び土日、祝日のピーク時等の混雑時は、職員を含めた交通整理員を適時配置するという計画で適切な配慮がなされていると認められます。

(SC建物配置図) 3ページをお開きください。スクリーンは建物配置図になります。

歩行者の利便性の確保につきましては、店舗入り口の歩道から直接アプローチできる配置計画とし、来店者の安全を図るという計画でございます。適切な配慮がなされていると認められます。

(SC廃棄物の減量化) 続いて廃棄物の減量化とリサイクルについての配慮ですが、スクリーンを御覧ください。

減量化については、段ボール、発泡スチロールの減量のため、パレット、リターナブルコンテナを使用する、贈答品等の簡易包装を推進する、エコバッグの販売や、お客様へレジ袋削減のための声かけをして、レジ袋の使用量を削減する、マイバッグ持参のお客様にポイント加算を行い、商品交換券等として利用できる制度を導入し周知する、袋の厚みを10%削減したレジ袋及び1枚当たりの重さを8%軽くした軽量トレーを導入する、ばら売り販売を行い、容器包装の削減を行う、少量パックを採用し販売促進するとともに、売れ残りによる廃棄物の削減を行う、商品の販売時間や数量等の詳細なデータの情報システムを構築し、食品の早期供給、ロス削減に努める、事務室で使用するコピー用紙を両面使用後、再資源化する

る。

(SCリサイクル計画) また、リサイクル計画については、食品廃棄物は食品リサイクル法の基本方針に基づき発生抑制、減量、再利用可に努める、処理業者へ委託し、魚のあらや生ごみは堆肥、飼料等に、廃油は石けん等に再利用する、店頭にてトレー、牛乳パック、ペットボトル、アルミ缶、スチール缶、瓶のリサイクルボックスを設置する、店内にリサイクルに関する取り組みについて掲示しPRするなど、適切な配慮がなされていると認められます。

次に、防災・防犯への協力に関してですが、防災対策は、災害時に物資協定等の行政からの要請があれば協力する。防犯対策として、警備員により定期的に巡回することで事件、事故等が発生しないように努める、駐車場、駐輪場及び場内は、閉店後チェーンバリカーで施錠し、警備会社による機械警備を行う、店内各所に防犯カメラを設置するなど適切な配慮がなされていると認められます。

次の騒音については担当から説明いたします。

<事務局> 騒音の発生に係る事項について説明します。写真により周辺状況を説明させていただきます。お手元の資料の図2の周辺見取り図を併せて御覧ください。

(SC写真1) 写真は店舗西側の状況です。道路を挟んで調整池の敷地があります。

(SC写真2) 店舗北側です。道路を挟んで保育園及び幼稚園があり、その奥に集合住宅があります。

(SC写真3) 店舗東側です。道路を挟んで事業所、集合住宅及び空き地があります。

(SC写真4) 店舗南側を東から見た状況です。隣接して集合住宅があります。

(SC写真5) 店舗南側を西から見た状況です。隣接して空き地があります。

資料は5ページ、6ページの表とスクリーンを併せて御覧ください。

(SC騒音予測地点図一等価騒音) 店舗は午前9時から翌午前0時までの営業で、駐車場は午前0時30分まで利用され、夜間にかかります。機器は夜間はキュービクルのみ24時間稼働します。荷さばき作業は24時間実施します。

等価騒音の予測については、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び近隣商業地域の基準を満たしています。

(SC騒音予測地点図一夜間最大) 夜間最大値の予測については、近隣商業地域は基準50dB、そのうち幼稚園及び保育園から50m以内は5dB減じた45dBが適用されます。中高層住居専用地域は40dBです。機器については基準値を満たしています。d地点は隣地敷地境界においても基準値を超過しますが、隣地は調整池であり、住居等は近くに存在しません。荷さばき出入口は、夜間は西側出入口を閉鎖します。このためa、b地点では基準を

満たします。そして、かわりにc地点の側、こちらを出入りに使用します。このため、c地点は住居地点においても基準値を超過します。しかし、現況騒音を測定しましたところ、予測値を超える騒音が毎時間頻繁に発生していること、本計画では夜間荷さばき車両は1台のみであること等から総合的に判断して、当該店舗が周辺環境に与える影響は軽微であると認められます。

以上です。

<事務局> 次に7ページを御覧ください。スクリーンは配置図になります。

(SC建物配置図) 廃棄物の保管施設は店舗の北側に設け、指針を上回る27m³を確保し、また、廃棄物の処理方法についても許可業者による敷地外処理を毎日行う計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

次に敷地内の緑化計画ですが、こちらは船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例で5%以上ということになっておりまして、敷地面積の5%に当たります333m²を緑化するという計画でございます。

街並みづくり、景観への配慮としては、船橋市景観条例にのっとり、建物等高さ、色彩等周辺住宅地域との調和を図る、周辺住宅地域になじむようにベージュ系の色合いの外観に企業カラーのグリーンの看板とする、シンボルサインもグリーンが基調の企業ロゴを配し、落ち着いたイメージとして周辺との調和を図る、また、屋外照明等についても点灯時間や照射角度などへの適切な配慮が見られます。

続いて市町村・住民等の意見ですが、ともにございませんでした。

(SC県の意見(案)) 最後に8ページの総合判断でございますけれども、駐車・駐輪需要、荷さばき施設、騒音、廃棄物保管容量、廃棄物処理、街並みづくり等、いずれも指針に照らし適切な配慮がなされていると認められるため、当該店舗の立地に関する意見は「なし」と考えております。

ただし、なお書きといたしまして、なお、騒音予測の夜間最大値が住居地点で基準値を超過していることから、周囲の影響に十分配慮し、可能な限り搬入は昼間の時間帯に行うとともに、万一苦情があった場合は誠意を持って対応してくださいというなお書きで注意を促したいと考えてございます。

(SC書面による意見) なお、榛澤委員から書面による意見が提出されておりますので、読み上げます。

出入りロナンバー1は駅前の道路であり、時間帯によっては混雑が懸念されます。それゆえ、誘導員による指導を行ってほしいと思います。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

<伊藤会長> ありがとうございます。なお書きが県意見として出ておりますが、木村委員のほうから補足を願います。

<木村委員> 基本的に、夜間の一部の地域でその基準値を超える地点がありますけれども、店舗が駅に近いという場所にあり、現況の騒音がある程度大きいと思いますので、影響は軽微であると考えます。ただ、周辺住民から苦情があった場合には、迅速に対応をお願いしたいと考えています。

<伊藤会長> 交通のほうは、安井先生いかがでしょうか。

<安井委員> ここは私もよく知っていますが、区画整理が終わったばかりでほとんど交通量がなく、駅前も全然車が走っていないようなところですから、特に問題はないと思います。榛澤先生はナンバー1の出入り口のことを心配されていましたが、出入口前の道路の通過交通量は今のところほとんどはないので、増えてきたら対策が必要なのかもしれません。

<伊藤会長> 鬼沢委員、いかがですか。

<鬼沢委員> 食品を扱っているスーパーですから、その部分での減量化計画がきちんと立てられております。食品ロスがかなり出るのですが、そのあたりもしっかり削減に努めると計画しておりますので、実施していただきたいと思います。

<伊藤会長> 他の委員の方、いかがでしょうか。

<門井委員> 先ほど騒音の説明で81dBとありましたが、これはどの位の大きさの音でしょうか。電車の陸橋の下の音が80dB位と聞いていますが。

<木村委員> 騒音の大きさとしては御指摘のとおりです。ただ、ガード下の場合は、基本的にそのガードと人間の耳の場所との距離がかなり離れた地点で非常に大きな音になりますが、大店法において敷地境界で81dBといいますのは、車が店舗を横切るときに81dBが出るということで、人間が81dBの音を聞くということとは違います。今回のケースでは、基本的には基準値をクリアしていませんが、車が1台ですし、遠く離れた場所ですとそれほど大きな音にはならないと考えています。

<伊藤会長> 81dBというのは、車が通ったその瞬間の感じですね。

<木村委員> そうですね。ですから、逆に言うと車が速いスピードでぶつかるような感じで横切るようなときに結構大きな音がしますけれども、その音に近い。ですから、ちょっと離れればそれほど影響はないと考えております。

<伊藤会長> ほかに御意見、御質問がありましたら出してください。

県の意見(案)として、なお書きに、「騒音予測の夜間最大値が住居地点で基準値を超過

していることから、周辺への影響に十分に配慮し、可能な限り搬入は昼間の時間帯に行うとともに、万一苦情があった場合は誠意を持って対応してください」とあります。

御了承いただければ、第3号案件マミーマート飯山満駅前店は、なお書きをつけて県の「意見なし」で承認したいと思います。

④(仮称)ジョイフル本田君津店食品館について

<伊藤会長> それでは、4番目に参ります。お願いします。

<事務局> 審議案件の4件目ということで、スクリーンを御覧ください。

(SC広域見取り図) 所在地は君津市の外箕輪で、JR君津駅から南東約3キロの国道から少し、75mほど入った市道沿いに位置しております。建物設置者はジョイフル本田、小売業者は未定ということですが、私のほうで聞きとった範囲ではジョイフル本田さん系の食品業者さんが入るような見込みだということがございます。

(SC概要) 敷地の概要ですけれども、敷地面積は8,742㎡、用途地域は準工業地域となっております。建物構造は鉄骨造り平屋建てとなります。

右の欄の届出概要ですが、新設日は平成24年5月15日、店舗面積は1,661㎡、営業時間は午前9時から午後8時まで、駐車場の利用可能時間帯は午前8時30分から午後8時30分まで、荷さばき可能時間帯は午前6時から午後10時までとなっております。

(SC周辺見取り図) 周辺の環境ですが、計画地の北側は道路を挟んで店舗、南側は道路を挟んで店舗、西側は道路を挟んで店舗、東側が道路を挟んで住居となっております。こちらの周りの店舗は、隣接しているところはすべてジョイフル本田さんの店舗という形になっております。

なお、この案件につきまして市町村・住民等の意見ですけれども、君津市のほうから意見が出ておりますので後ほど説明をさせていただきます。

(SC建物配置図) 2ページをお開きください。スクリーンは建物配置図になります。

駐車場は指針による66台を確保し、うち2台を身障者用とする計画です。なお、この駐車場はジョイフル本田さんの周りにありました店舗のほうで、君津店さんと同じく資材館さんの駐車場として大店法では届けられておまして、そちらとの共用ということで合計421台ほどありまして、そのうちの66台分が今回の食品館分という形になります。出入り口は合計3カ所で、西側の出入り口①は左折イン、左折アウト、北側の出入り口②は右折イン、左折アウト、東側の出入り口③は右折イン、左折アウトとなっております。

また、交通への支障を回避するための方策として、オープン時や繁忙期には交通整理員を配置し、巡回誘導が必要な場合、手持ち看板等による案内を検討する。また、誘導看板の設置、誘導矢印や停止線等の路面表示を行う計画でございます。

駐輪場につきましては、指針による必要台数48台を確保する計画で、駐車・駐輪需要はともに充足していると認められます。

続いて荷さばき施設の整備等についてですが、荷さばき施設は店舗の西側に設け、面積は46㎡、同時作業可能台数は1台、ピーク時の1時間当たりの搬出入車両台数は3台で、施設は充足しており、適切な配慮がなされていると認められます。

(SC来店経路図) 次に経路設定ですが、こちらの従来からのジョイフル本田さんが今まで行っている経路誘導と同じということでございまして、御説明させていただきますが、店舗北方面のAからは、交差点1を右折し交差点3を左折後出入り口①を左折イン、北東方面Bからは交差点1を直進し交差点3を左折後出入り口①を左折イン、南東方面Cと南方面Dからは交差点1を左折し交差点3を左折、出入り口①を左折イン、南西方面Eからは交差点2を左折で国道に進入し交差点1を右折し交差点3を左折、出入り口1を左折イン、北西方面Fからは交差点3を右折し出入り口①を左折インの計画になっております。この経路の周知は駐車場の各出入り口に案内看板を設置する、繁忙期に交通整理員を配置し、巡回指導が必要な場合手持ち看板等による案内を検討する、君津店のホームページにおいて来店経路を案内する計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

(SC建物配置図) 3ページを御覧ください。

歩行者の利便性の確保等については、歩行者通路を設置し歩行者の安全を確保するという計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

(SC廃棄物の減量化) 続いて廃棄物の減量化とリサイクルについての配慮ですが、スクリーンを御覧ください。減量化については、計画的な商品仕入れ、管理を行い、廃棄物発生量を抑制する、商品搬入用の段ボールの減量のために、パレット、リターナブルコンテナなどの使用を行う、使用できなくなった木製コンテナを業者に引き渡して木材チップ化し再利用する、商品の包装の必要最小限化、お客様へのレジ袋削減の声かけ、贈答品等の簡易包装を促進する。事務所においては、再生紙及びリサイクル品を使用し、また裏紙なども利用する、分別の徹底を行い、減量化、再資源化に努める、朝礼、社内会議において廃棄物の分別や減量化について啓発を行う。

(SCリサイクル計画) また、リサイクル計画については、食品廃棄物は食品リサイクル法の基本方針に基づき発生の抑制、減量、再利用に努める、段ボール等の資源ごみについて

は業者に委託し、100%リサイクル化を実施する、アルミ缶、ペットボトルについては納入業者に依頼してリサイクルを実施する、発泡スチロールについては回収業者を通じて溶解、固形化してリサイクルを実施する、リサイクル活動の内容について店内に表示し、お客様へのPRを行うとしております。

次に防災・防犯対策でございますけれども、防災対策は、市から防災協定の締結要請があれば検討して対応する。防犯対策として、駐車場の照明について、暗がりをつくらないように照明の連続性に配慮し照度を確保する、見通しを妨げない工作物の配置、フェンス、さくをメッシュや格子にすることで周囲からの見通しを確保する。閉店時は、駐車場、荷さばき施設などの出入り口を門扉、チェーンにより施錠する、夜間は警備員の巡回及び機械警備を実施する、店内には防犯カメラを設置するなど適切な配慮がなされていると認められます。

次の騒音については担当から説明いたします。

<事務局> 騒音の発生に係る事項について説明します。写真により周辺状況を説明させていただきます。お手元の資料の図2の周辺見取り図と併せて御覧ください。

(SC写真1) 写真は店舗西側の状況です。道路を挟んで店舗、駐車場、住居があります。

(SC写真2) 店舗北側です。道路を挟んで系列店舗があります。

(SC写真3) 店舗東側です。道路を挟んで系列店舗があります。

(SC写真4) 店舗南側です。道路を挟んで住宅街であります。

資料は5ページの表とスクリーンを併せて御覧ください。

(SC騒音予測地点図一等価騒音) 店舗は午前9時から午後8時までの営業で、駐車場は午後8時30分まで利用され、夜間にかかりません。機器はキュービクルや冷凍室外機等一部が24時間稼働します。荷さばき作業は夜間には実施しません。

等価騒音の予測については、準工業地域の基準である昼間60dB、夜間50dB及び第1種中高層住居専用地域の基準である昼間55dB、夜間45dBの基準をすべて満たしています。

(SC騒音予測地点図一夜間最大) 夜間最大値については、騒音発生源は機器のみであり、敷地境界において基準値50dBを満たしています。このことから、当該店舗が周辺環境に与える影響は軽微であると認められます。

以上です。

<事務局> 次に廃棄物処理、6ページになります。

(SC建物配置図) 廃棄物の保管施設は店舗の西側に指針を上回る14m³を確保し、また、廃棄物の処理方法についても許可業者による敷地外処理を毎日行う計画で、適切な配慮

がなされていると認められます。

次に敷地内の緑化計画ですが、こちらは法令等の基準はございません。もともと駐車場だったということでございまして、フラワーポット等による植栽を検討するという計画でございませぬ。

街並みづくり、景観への配慮としては、周辺の低層住宅にあわせ高い建物にはしない、高齢者や体の不自由な方等に配慮し、すべての人が利用しやすい施設となるように建物内外の建築計画を行う、建物の色や外壁などは黒色とし、建物ボリュームを極力小さく見せ、かつ落ち着いたものにする、屋外照明等についても、点灯時間や照射角度などへの適切な配慮が見られます。

(SC市町村意見) 続いて市町村・住民等の意見ですが、君津市から意見が出されております。

1つ目、駐車場・交通関係としまして、(ア)地元車両の通行を優先すること、これに対する対応といたしまして、駐車場から、前面道路への出庫は、前面道路を走行中の地元車両を優先するとしております。(イ)来店車両をスムーズに駐車場に誘導できる体制を築くこと、これに対する対策として、来店車両については駐車場への来店経路の周知を掲示するとともに、誘導員を適切に配置するとしております。(ウ)につきましては、大規模小売店舗立地法の指針に基づく意見には該当しませんので、説明は省略させていただきます。参考として御覧いただければと思います。(エ)食品館の開店により車両の通行量が増加し渋滞が起こった場合は、交通整理員を配備するなどの対応策を講じること、これに対する対応として、食品館の開店時対応については関係各所と事前に交通協議を行い対策を講じることとしております。(オ)周辺道路への違法駐車のないよう十分な駐車場確保をすること、これに対する対応として、周辺道路へ違法駐車を行わないように掲示物などにより来店車両の利用者に対して周知を徹底するとしております。(カ)来店者が駐車場から店舗へ出入りするときは道路横断を伴うため、安全な誘導を行うこと、これに対しまして、駐車場と店舗は同一敷地内であるため公道の横断はありません。構内道路の横断については注意喚起の方法について検討するとしております。(キ)来店車両が駐車場へ出入りする際には歩行者への安全確保を図ること、これに対する対応として、来店車両が駐車場へ出入りする際には歩道を横断される場合もあるため、歩行者の安全確保に対する注意喚起の看板の設置や誘導員の適切な配置について検討するとしております。

次に騒音関係ですけれども、これについても他の法令に関するもので、大店立地法の指針に基づく意見には該当しませんので、説明は省略させていただきます。参考として御覧い

ただければと思います。

次に廃棄物関係ですが、(コ)につきましては、これも他法令に関するもので同様ですので、説明は省略させていただきます。(サ)廃棄物により周辺的生活環境が悪化しないよう対策を講じること、これに対する対応として、今後とも店舗から排出された廃棄物の管理を徹底し、周辺的生活環境への影響がないようにするとしております。

なお、これらの対応策について君津市は了承済みとのことでございます。

以上ですが、意見については適切な配慮がなされていると認められます。

(SC県の意見(案)) 最後に8ページの総合判断ですが、駐車・駐輪需要、荷さばき施設、騒音、廃棄物保管容量、廃棄物処理、街並みづくり等、いずれも指針に照らし適切な配慮がなされていると認められるため、当該店舗の立地に関する県の意見は「なし」と考えております。

なお、榛澤委員から書面による意見が提出されておりますが、本件につきましては意見なしとのことでした。

御審議のほどよろしく願いいたします。

<伊藤会長> ありがとうございます。ただいまの説明で御質問ありましたら、木村委員。

<木村委員> 君津市からかなり多くの要望が出ていますが、ジョイフル本田の既存店で何か問題があつてこういう苦情になったのでしょうか。

<事務局> 私どもが現地調査や聞いている範囲では、特に問題が出ていることは確認しておりませんし、苦情等も入ってきておりません。君津市としては、出来るだけ注意喚起をしたいということのようでございます。

<伊藤会長> よろしいですか。それでは木村委員、騒音のほうは。

<木村委員> 騒音については、昼間の等価騒音レベルがA地点で55dB、B地点で57dBという予測レベルが出ています。一応基準値は満たしていますが、55dBとか57dBというのは非常に大きな数字ですので、もしも近隣住民から苦情があつた場合には速やかに対応していただきたいと思っております。

<伊藤会長> 安井委員、交通関係はよろしいですね。

<安井委員> 特にありません。

<伊藤会長> それでは、鬼沢委員。

<鬼沢委員> ジョイフル本田は食品を扱わないお店でした。今回食品を扱う食品館の小売業者が具体的に決まっていないので、おおよその計画になっているのだと思います。本来であれば、食品館ですから食品のリサイクルや減量に関してももう少し記載があつたほう

がいいと思います。開店したら是非計画どおりに、また計画以上にごみ減量、リサイクルを進めていただきたいと思います。

<伊藤会長> そのほか特段問題がなければ、県の「意見なし」ということで承認したいと思います。

⑤(仮称)マミーマート流山鱈ヶ崎店について

<伊藤会長> それでは最後の案件に入ります。

<事務局> 審議案件の5件目でございます、スクリーンを御覧ください。

(SC広域見取り図) 所在地は流山市の西平井鱈ヶ崎地区の区画整理事業地内で、流鉄流山線平和台駅から東へ約200mの都市計画道路沿いに位置しております。

設置者及び小売業者は、ともに株式会社マミーマートとなっております。

(SC概要) 敷地の概要ですが、敷地面積は8,463㎡、用途地域は近隣商業地域となっております。建物構造は鉄骨造り平屋建てとなります。

右の欄の届出概要ですが、新設日は平成24年5月16日、店舗面積は2,407㎡、営業時間は午前9時から翌午前0時まで、駐車場利用可能時間は午前8時45分から翌午前0時15分まで、荷さばき可能時間帯は午前6時から午後10時までとなっております。

(SC周辺見取り図) 周辺の環境ですが、東側は道路を挟んで更地、南側は道路を挟んで更地、住居、西側は店舗、住居、駐車場、北側は道路を挟んで駐車場、住居となっております。

なお、この案件に対する市町村・住民等の意見ですが、ともにございませでした。

(SC建物配置図) 2ページをお開きください。スクリーンは建物配置図になります。

駐車場は指針を上回る116台を確保し、うち2台を身障者用、3台を高齢者用とする計画です。出入り口は計2カ所で、西側道路に面した出入り口1は左折イン、右左折アウト、東側道路に面した出入り口2は左折イン、右折アウトとなっております。

また、交通への支障を回避するための方策として、オープン時及び繁忙日に駐車場の出入り口に交通整理員を配置する、また、誘導看板の設置、誘導矢印や停止線等の路面標示を行う計画です。

また、駐輪場は、流山市の基準に基づく121台を確保する計画で、駐車・駐輪需要はともに充足していると認められます。

続いて荷さばき施設の整備等についてですが、荷さばき施設は店舗の南側に設け、面積

は78㎡、同時作業可能台数は2台、ピーク時の1時間当たりの搬出入車両台数は8台で、施設は充足しており適切な配慮がなされていると認められます。

(SC来店経路図) 次に経路設定ですが、店舗への誘導は、北方面Aからは交差点3を左折し、入り口2を左折イン、東方面Bからは交差点3を左折し入り口2を左折イン、南方面Cからは出入り口1を左折イン、西方面Dからは交差点2を右折、交差点3を右折し、出入り口2を左折インする計画になっております。この経路の周知は新聞折り込み広告に案内経路を掲載する、野立て看板の設置及び駐車場出入り口に誘導看板を設置する、オープン時等の繁忙期には交通整理員を配置する計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

(SC建物配置図) 次に3ページ、歩行者の通行の利便性の確保等については、道路からの歩行者・自転車専用入り口を設置し、店舗入り口まで専用路表示とする。また、駐車場に夜間照明を設置し安全を図る計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

(SC廃棄物の減量化) 続いてとリサイクルについての配慮ですが、スクリーンを御覧ください。こちらは、今回マミーマートは2件目ということで、基本的に最初のマミーマートと同様な形になります。パレット、リターナブルコンテナを使用し、段ボール等の発生を抑制する、贈答品の簡易包装を促進する、エコバッグの販売やレジ袋削減の声かけをする、マイバッグ持参の場合にポイント加算を行う、袋の厚みを10%削減したレジ袋を導入する、重量を8%削減した軽量トレーを導入する、ばら売りをを行い容器包装の削減を行う、少量パックを採用し売れ残りによる廃棄物を削減するなど。

(SCリサイクル計画) また、リサイクル計画については、処理業者へ委託し、魚のあらや生ごみは堆肥、飼料等に、廃油は石けん、飼料等にリサイクルする、店頭にはトレー、牛乳パック、ペットボトル、缶、瓶のリサイクルボックスを設置する、店内にリサイクルに関する取り組みについて掲示するなどの適切な配慮がなされていると認められます。

次に防災・防犯対策への協力に関してですが、防災対策は、災害時に行政から要請があった場合は協力する。防犯対策として、駐車場内には適切な照明を配置する、警備員による定期的な巡回を実施する、駐車場は閉店後チェーンバリカー等で施錠し、警備会社による機械警備を行う、店内への防犯カメラを設置するなど適切な配慮がなされていると認められます。

次の騒音については担当から説明いたします。

<事務局> 騒音の発生に係る事項について説明します。写真により周辺状況を説明させていただきます。お手元の資料図2の周辺見取り図を併せて御覧ください。

(SC写真1) 写真は店舗東側の状況です。道路を挟んで更地があります。

(SC写真2) 店舗北側の状況です。道路を挟んで駐車場と住居があります。

(SC写真3) 店舗南側の東寄りの状況です。道路を挟んで住宅街があります。

(SC写真4) 店舗南側の西寄りです。道路を挟んで更地と住居があります。

(SC写真5) 店舗西側です。道路を挟んで住居、店舗、駐車場があります。

資料5ページ、6ページの表とスクリーンを併せて御覧ください。

(SC騒音予測地点図―等価騒音) 店舗は午前9時から翌午前0時までの営業で、駐車場は午前0時15分まで利用されます。機器は夜間も稼働し、キュービクル、室外機は24時間稼働します。荷さばき作業は夜間には実施しません。

等価騒音の予測については、第1種低層住居地域及び第1種住居地域の基準である昼間55dB、夜間45dB及び近隣商業地域の基準である昼間50dB、夜間50dBをすべて満たしています。

(SC騒音予測地点図―夜間最大) 夜間最大値については、基準値は第1種低層住居専用地域は40dB、第1種住居地域は45dB、近隣商業地域は50dBです。機器については基準を満たしています。隣地で基準値が低くなる地点については念のため隣地でも予測を行いましたが、低いほうの基準を満たしています。F`地点で来客車両走行音が敷地境界で基準値を超過していますが、隣地敷地境界で基準値を下回るため、当該店舗が周辺環境に与える影響は軽微であると認められます。

以上です。

<事務局> 続きまして廃棄物に関することをございまして、資料7ページになります。

(SC建物配置図) 廃棄物の保管施設は店舗の南側に指針を上回る27m³を確保し、また、廃棄物の処理についても許可業者による敷地外処理を毎日行う計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

敷地内の緑化計画ですが、流山市のグリーンチェーン認定基準が4%ということをございまして、それを上回る敷地面積の8.7%、740m²を緑化する計画としております。街並みづくり、景観への配慮としては、周囲と調和のとれる形状の建物高さ、色彩とする、屋外照明等についても、点灯時間や照射角度などへの適切な配慮が見られます。

続きまして、市町村住民等の意見ですが、ともに意見はございませんでした。

(SC県の意見(案)) 次に8ページの総合判断ですが、駐車・駐輪需要、荷さばき施設、騒音、廃棄物保管容量、廃棄物処理、街並みづくり等、いずれも指針に照らし適切な配慮がなされていると認められるため、当該店舗の立地に関する県の意見は「なし」と考えております。

(SC書面による意見) なお、榛澤委員から書面による意見が提出されておりますので、読み上げます。

ナンバー2の出入り口は住宅側の道路を配慮して右折禁止にしています。しかし、ナンバー2の出入り口の交通量が多いときはナンバー1の出口に誘導してはと思いますので、時間帯による誘導員の配置をと思います。

以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

<伊藤会長> 榛澤委員の意見が出ていますが、安井先生いかがですか。

<安井委員> まず、駐車場から出て左に行きたい人は、この場合大体上の出入口を使います。それから、右に行きたい人も上の出入口を使ってしか行けませんから、下の出入口を使う人はそんなにはいないと思います。これもやはりオープンしてみても様子を見ないと分かりませんが。

<伊藤会長> それでは鬼沢委員、ここは食品ですが。

<鬼沢委員> 住宅地の中にあるスーパーなので、店内加工により食品の野菜くずや魚のあらとかの食品に関する廃棄物が大量に出ると思いますので、しっかりリサイクルしていただきたいと思います。小売店の食品リサイクルの基準値が今度明確になりましたので、それをクリアできるように、最初からしっかりやっていただきたいと思っております。

<伊藤会長> 木村委員、1カ所だけ騒音でオーバーしているようですがいかがですか。

<木村委員> そうですね、夜間一部で基準値を超えていますけれども、隣地との敷地境界では基準値を満たしていますので、影響は軽微だと考えています。

<伊藤会長> これも特段問題なさそうですので、県の「意見なし」というのを了承したいと思います。ありがとうございました。

○ 議題(2)変更の届出に対する県意見の報告については、次のとおりであった。

<伊藤会長> それでは、報告案件をお願いします。

<事務局> お手元の資料を御覧いただきたいと思えます。

①ステーションセンター本八幡は、駐車場の収容台数の変更と、それに伴う駐車場の出入り口の変更を行うものということでございまして、市町村、住民等からの意見はございませんでした。

②ジョイフル本田君津店は、駐車場の位置の変更及びそれにこれに伴う駐車場の出入り口の変更を行うものです。

③ジョイフル本田君津店資材館も、同じように駐車場出入り口の変更を行うということで、これは今回の食品館を建てるということで、それぞれ先ほど君津店と資材館が駐車場を共用しているという関係で、その関係での変更という形になります。君津市からの意見につきましては、先ほどの食品館に対する意見とほぼ同様ということでございまして、それについては同様に適切に対応されております。

④ツルハドラッグ本納店は、営業時間の変更とそれに伴う駐車場利用時間の変更を行うものでございます。こちらにつきましては、市町村・住民等からの意見はございませんでした。

⑤ツルハドラッグ早野店も、同じく営業時間の変更とそれに伴う駐車場利用時間の変更を行うものということで、こちらについても市町村・住民等からの意見はございませんでした。

⑥マルエツ大久保駅前店は、店舗面積の減少とそれに伴う各施設の変更及び営業時間の変更とそれに伴う駐車場の利用時間の変更及び荷さばき時間の変更を行うものでございます。習志野市のほうから意見がございましたけれども、こちらについては適切に対応をされております。

以上6件について、変更による周辺環境に及ぼす影響は軽微であり、施設の配置及び運営方法は適切に配慮されていると認められたため、県の「意見なし」として決定をし、その旨を通知いたしました。

以上でございます。

○ 議題(3)については、次のとおりであった。

配布資料(届出状況一覧)の補足説明を行ったほか、次回開催の第93回千葉県大規模小売店舗立地審議会の日程については後日調整のうえ決定することとした。

6 閉 会:午後3時39分閉会

平成24年 月 日

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印